

氏名(本籍)	かい つか しげ き 貝塚茂樹(茨城県)		
学位の種類	博 士(教育学)		
学位記番号	博 乙 第 2037 号		
学位授与年月日	平成 16 年 5 月 31 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	戦後教育改革期における道德教育問題の史的展開に関する研究		
主査	筑波大学教授	博士(教育学)	大 戸 安 弘
副査	筑波大学教授	博士(教育学)	山 内 芳 文
副査	筑波大学教授	博士(教育学)	手 打 明 敏
副査	筑波大学教授	博士(教育学)	福 田 弘

論 文 の 内 容 の 要 旨

1. 目的・対象・方法

本研究においては、占領期における道德教育問題の歴史的展開を実証的に検討することによって、戦後教育史における道德教育問題の意義について考察することが目的とされている。具体的には、戦後日本の道德教育において、対日占領教育政策との関わりの中で、戦前・戦時中の道德教育の反省と評価を踏まえながら、いかなる理念、内容、方法が模索され、議論されたのかについて明らかにされ、その展開と帰結とが検討されている。

研究対象としては、道德教育に関わる論議のありようが設定され、この問題が占領期という一定の時間的な間隔のなかでいかなる展開を遂げたのかという歴史的過程が実証的に検討されている。また、同時に、政策形成過程における占領軍(CIE)と日本側(文部省)両者の力学と相互交渉の観点が重視されるとともに、近年の戦後史・占領史の研究成果を視野に入れながら、多角的に考察されている。

2. 論証内容

論文は、1949年の第三次吉田茂内閣の成立以前と以後とに分けた二部構成とされている。第一部は、対日占領教育政策の形成過程から、1948年6月の国会での「教育勅語等排除・失効確認決議」までを占領前期と捉え、この間の道德教育をめぐる論議を対象とし、その展開過程について明示し、戦後の道德教育の理念と方向性が「あいまいさ」の中に留め置かれるに至り、結果的にそのことが占領後期の道德教育論議を不十分なものとする要因となってゆく経緯について論じている。序章において、対日占領教育政策の動向を踏まえながら、戦後の道德教育に関わって展開された論議を詳細に検討することによって、戦後教育史研究において定説化された歴史的な構図を再検討することが課題として明示された上で、先行研究の検討が、占領史研究と戦後道德教育史研究を中心になされている。第1章では、戦時期のアメリカにおける修身教科書分析の内容や教育勅語論の内実を整理するとともに、敗戦直後の教育勅語をめぐるCIEと文部省との交渉の推移が検証されている。第2章では、1945年の「三教科停止指令」の成立過程をCIE内部における修身科分析とそれをめぐる論議とを軸として明らかにしている。第3章、第4章では、日本側によって進められた「公民教育構想」の内容と社会科成立に至る展開過程を主に占領文書の分析から明らかにし、その意義を道德教

育史研究の視点から再検討している。第5章では、田中耕太郎の教育勅語認識を整理しながら、教育刷新委員会における教育勅語問題の論議の内実を検討し、1946年10月8日の文部次官通牒「勅語及詔書等の取扱いについて」の位置づけについて検討している。第6章では、教育基本法制定過程における天野貞祐の教育勅語認識と国家論との分析を進めながら、天野における教育基本法の理解のありようを提示している。第7章では、国会での「教育勅語排除等・失効確認決議」の成立過程を占領文書に基づいて明らかにしている。

第二部は、1949年から1951年までの時期を占領後期と捉えて検討している。第1章では、吉田茂首相による「教育宣言」構想をめぐる論議と、これに対するCIEの対応を検証することを通して、戦後道徳教育史における占領後期の道徳教育問題の位置づけについて再検討を行っている。第2章では、1950年から1951年はじめにかけて展開した「修身科」復活論議の内容を検討することで、戦後道徳教育史における同論議の位置づけについて再検討している。第3章では、前章で検討した「修身科」復活論議に対する文部省の対応を道徳教育振興策として捉え、同論議の展開に及ぼしたその役割について考察している。第4章では、1951年の天野貞祐文相による「国民実践要領」制定をめぐる発言の意味とこれをめぐる論議を検討し、先行研究における分析と評価に関わる問題点を指摘した。第5章は、天野文相の「戦後」認識のありようを視野に入れながら、天野の国家論の内容とその構造を検討することで天野発言の意味を考察し、第6章では占領後期における一連の道徳教育問題の展開過程を文相としての立場から照射することによって、戦後道徳教育史における天野の位置と役割について考察している。第二部のまとめとなる第7章では、占領後期の道徳教育問題を第三次吉田内閣期の再軍備問題との関わりの中で検討することで、「逆コース」論の内実について論じている。

3. 結果

1945年の敗戦後の道徳教育問題に関わる論議の展開過程を、1951年の占領期の終焉に至るまでの間、豊富な資料を用いて実証的に検討を進めた結果、占領後期の道徳教育問題は、基本的には占領前期の課題を基底として展開したものであり、占領後期の道徳教育問題は、政策転換を意味する「逆コース」のメルクマールとして捉えるよりも、前期の展開の中で内在し、潜在化した問題が、後期の議論の中で顕在化したものと理解するべきであるとの結論が導き出された。また、その後の特設「道徳」、「期待される人間像」をめぐる論議は、占領期において生成した枠組みの変容過程と捉えるべきとの指摘がなされている。

審査の結果の要旨

戦後における道徳教育の史的展開過程は、1949年以降の「逆コース」という「教育反動化」の動向を結節点として、大きな転換があったとする学説が、在来の研究史において支配的であった。それ以前に成立していた、教育基本法第一条の目標に盛り込まれ、また、新たな教科として誕生した社会科の基底にも存する、民主的社会を形成する公民的資質の育成をねらいとする「初期理念」が、「逆コース」以後、「空洞化」してゆくという構図がそこには成立していた。本研究は、道徳教育をめぐるCIEと文部省の間の論議の展開とその政策形成過程において、道徳教育の「初期理念」なるものが確立したのか否か、またそれと表裏一体の問題である、戦前までの修身科と教育勅語とは戦後教育改革において克服されたのか否かという問いから出発している。1950年前後の教育課程審議会資料及び「郡祐一文書」などの新たに発掘した資料を用い、日本側の政策資料は当然のことながら、アメリカ側の国務省資料、占領軍関係資料など、豊富な資料を駆使して、占領期の道徳教育問題についての論議の経緯を詳細に明らかにすることによって、説得的な論証を組み立てることに成功したといえる。その結果、在来の学説に大きな修正を迫ることになる成果を提示することになった。なお、戦前の1940年代からの時間的範囲のなかでの検討という課題は残されているものの、それは上記の評価を損なうものではなく、優れた論文として正当な評価が認められるべきである。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。